

新

役員 調 査 書

区分	氏名	生年月日 (年齢)	住所	職業 (具体的に記載)	議員である ことの有無	社会福祉関係従事暦	役員中親族その他 特殊な関係 にある者の状況	親族等特 殊関係人	整備運営 業務従事	社会福祉 学識経験者	地域の福 祉関係者	地域の 代表	財務諸表 監査可能	贈与(寄付)額(千円)	
														当初	償還財源
① 理事長	鈴木 靖志	S42.8.17 (49歳)	札幌市北区新琴似 11 条 15 丁目 1 番 66 号	社会福祉法人勇志会 理事長 エンジェル保育園 施設長	無	社会福祉法人勇志会 理事 6 年					○	○		16,510	163
② 理事	堀川 拓	S58.1.14 (33歳)	札幌市中央区宮の森 2 条 9 丁目 4-40	社会福祉法人勇志会 理事 デイサービスセカンドハウ ス施設管理者	無	社会福祉法人勇志会 理事 4 年 介護福祉士					○				
③ 理事	河村 陽子	S46.8.31 (45歳)	札幌市中央区南 3 条西 9 丁目 998 番地 3 アパタワ ーズ札幌大通公園 1715 号	ビューティスタジイフ 代表 化粧品販売	無	社会福祉法人勇志会 理事 6 年					○				
④ 理事	佐藤 伸泰	S28.7.16 (63歳)	札幌市南区藻岩下 5 丁 目 3 番 10 号	札幌あおい税理士法人 代表税理士	無	社会福祉法人光華園 評議員 8 年	○	○	○				○		
⑤ 理事	高本 克子	S36.4.14 (55歳)	札幌市中央区南 17 条 西 8 丁目 1 番 3 号	株式会社フレアス 介護事業 相談員	無	なし					○				
⑥ 理事	荒井 結花	S38.5.30 (53歳)	札幌市中央区南 4 条西 27 丁目 1 番 28-303 号	札幌あおい税理士法人 法人会計部門 会計事務	無	社会福祉法人会計従事 10 年	○				○				
⑦ 理事	山下八重子	S32.1.24 (59歳)	札幌市北区北 35 条西 6 丁目 1 番 1-412 号	医療法人研仁会 北海道脳神経外科記念病 院看護師	無	社会福祉法人勇志会 理事 5 年 看護師						○			
⑧ 理事	江谷 清和	S26.9.10 (65歳)	札幌市西区宮の沢 1 条 2 丁目 3 番 32-201 号	行政書士江谷清和事務 所自営	無	社会福祉法人 理事 4 年・監事 2 年 行政書士		○	○	○	○				
① 監事	武田 弘子	S24.6.22 (67歳)	札幌市白石区東札幌 3 条 3 丁目 5 番 11-702 号	社会保険労務士・行政 書士事務所自営	無	社会福祉法人勇志会 監事 5 年				○			○		
② 監事	宇坪 正敏	S49.8.12 (42歳)	東京都江東区豊洲 4 丁 目 9 番 13-1253 号	宇坪経営コンサルタント 事務所	無	公益法人経営コンサル タント				○					
役員 10 人(理事 8 人・監事 2 人)						社会福祉事業 の知識関係者 9 人	親族・特殊な関係 にある者 2 人								
合 計														16,510 千円	163 千円

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの任期

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人勇志会定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年12月11日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程は平成29年12月11日(評議員会の議決日)から改訂施行し、平成29年4月1日から適用する。